豊田市低炭素社会モデル地区機能移転業務委託 仕様書

本仕様書は、豊田市(以下「甲」という。)と受託者(以下「乙」という。)が締結する豊田市低炭素社会モデル地区機能移転業務委託契約(以下「本業務」という)に必要な事項を定めるものとする。

1 委託の目的

甲が設置する豊田市低炭素社会モデル地区(以下「モデル地区」という。)では、甲が官民の連携により進めてきた様々な先進的取組を一元的に発信するとともに、環境にやさしい新しいライフスタイルの体感を通じて、来場者の意識醸成と行動変革を促すことを目指して運営され、令和4年度末時点において121か国から約38万人が来場している。

甲は、モデル地区の運営を令和5年度末で終了し、令和6年度から新たに開館する(仮称)豊田市博物館(以下「博物館」という。)に上記機能を移転する予定である。

本業務は、円滑かつ効果的にモデル地区から博物館への機能移転を行うため、甲の従来の取組を踏まえて展示内容を企画し、移転作業を実施することを目的とする。

2 委託期間

契約締結の翌日から令和6年3月29日まで

3 委託場所

豊田市 西町 地内ほか

4 業務内容

(1)業務計画書の作成

乙は、本仕様書末尾に示す博物館の開設予定を参考とし、本業務の遂行に 係る業務計画書を作成し、甲の承諾を得ること。

(2) 企画書の作成

乙は、以下の内容を踏まえ、モデル地区の機能移転に係る企画書を作成し、 甲の承諾を得ること。

なお、企画書作成に当たっては別紙1に示す博物館の利用可能範囲及び 別紙2に示す注意事項を考慮すること。

ア 将来都市像に関する情報発信

モデル地区における取組を継承しつつ、カーボンニュートラル、循環型 社会、都市と山村の共生など甲が目指す都市像及びその実現に向けた施 策を効果的に伝える展示を企画すること。

企画に当たっては、パネル等展示物の作成のほかVRやARなどのデジタル技術を活用したインタラクティブな展示を盛り込むこと。

なお、発信内容には以下の項目を必ず含むこと

- (ア)「『未来都市とよた』ビジョン」の説明
- (イ) SDGs達成に向けた甲の取組 なお、モデル地区における取組内容、成果等の紹介を含むこと
- イ 甲が官民連携により進める先進的な取組の発信

甲が企業・大学等と連携して従来実施してきた、又は将来に渡って実施する先進的実証事業等を、博物館の利用状況に合わせて柔軟かつ効果的に発信するための展示を企画すること。

先進的実証事業等の取組の発信に当たっては、企業等から物品を借受け、実証事業の目的、社会的意義などの解説と合わせて展示を行うことを想定する。ただし、企業等からの物品の借用や、取組の内容に合わせた説明内容は、甲が博物館供用開始後に手配することとする。乙は、借用した物品を魅力的に展示するための什器類及び説明内容を効果的に発信するための手法を検討すること。

また、展示に当たっては、実証事業の実施を通じて先進都市を実現する ための市の枠組みである「豊田市つながる社会実証推進協議会」の概要を 解説する展示を必ず含めること。

ウ運用手法

展示の陳腐化を抑制し、常に最新の取組を発信できるような運用手法を企画すること。

エ その他の留意点

企画書を作成するにあたり、以下の点に留意すること。

- (ア)制作する展示物は、独自性に富み、豊田市の素材を活用した設えとすること。
- (イ)体験型の展示物等は、操作性に優れ、子ども(小学校低学年を想定) でも容易に操作できる内容とすること。
- (ウ) 分かりやすさに優れる内容であること。展示に関する説明は、できる だけ短く分かりやすい内容とし、必要に応じ、ひらがなでルビの付記を 行うこと。
- (工) 再利用、廃棄が容易である資材の使用に努めること。

- (オ)展示物に関連した消耗品の交換が安価であり、かつ部品の入手が容易であること。
- (3) 設計書の作成

乙は、(1)で作成した企画書を基に詳細な設計書を作成し、甲の承諾を 得ること。

(4)機能移転の実施

乙は、(2)で作成した設計書を基に、機能移転に必要な備品等の手配、 展示物及びソフトコンテンツの制作並びに博物館への搬入・設置を実施す ること。

(5) 博物館供用開始後の取扱説明書の作成 乙は、本業務により制作した展示物等の運用及び管理に関する取扱説明 書を作成すること。

(6) 関係者協議への同行及び資料等の作成

乙は、本業務完了までの各段階において、関係する庁内外の機関等との協議を行う際に必要に応じて同行し、その資料及び議事録を作成すること。

(7)報告書の作成

乙は、本業務における検討プロセス及びその結果、本業務の履行に当たって作成した資料等を体系的に整理し、報告書として取りまとめること。 なお、報告書に掲載するデータ等は最新のものを用いること。

5 成果品の提出

(1)成果品

下記について印刷物1部、電子データ1式を提出すること。

- ア 業務計画書
- イ 企画書
- ウ設計書
- エ 展示物の取扱説明書
- オ 関係者協議時の議事録
- 力 報告書
- (2)提出期日

令和6年3月22日

6 再委託について

- (1) 乙は、本業務を一括して又はこの仕様書に定める主たる部分を第三者に再 委託することはできない。
- (2) この業務における「主たる部分」とは、総合的企画、業務遂行管理、手法

の決定及び技術的判断等をいう。

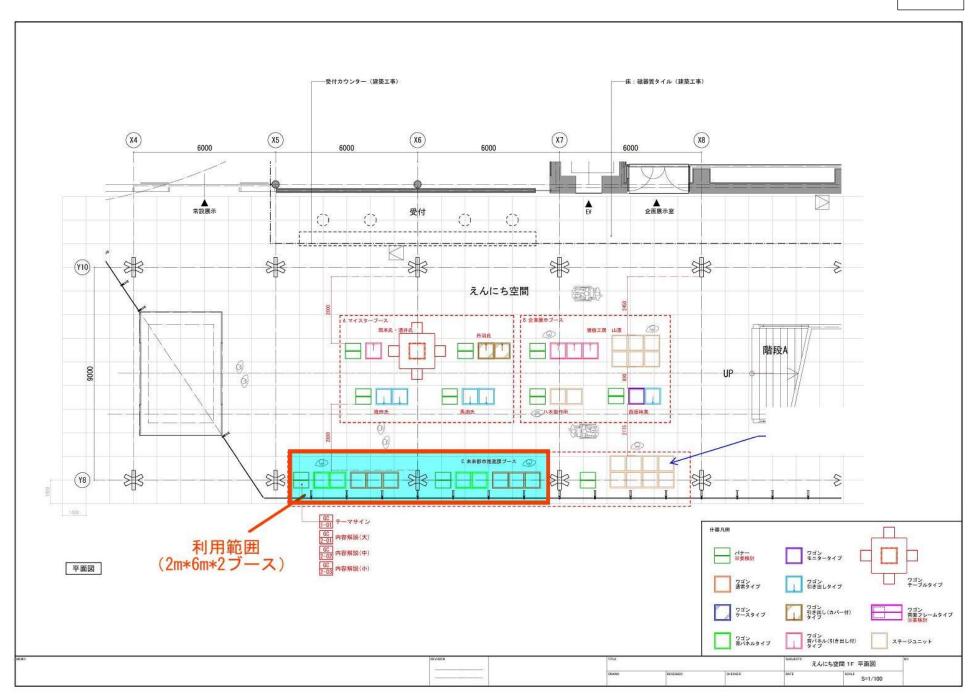
- (3) コピーや資料の収集、収集資料の整理、単純な集計、原稿のワープロ打ち、 印刷、製本、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入など当該業 務の付随的・補助的業務にあたらない簡易な業務の再委託に当たっては、委 託者の承認を必要としない。
- (4)上記(2)、(3)の業務以外の再委託に当たっては、書面により甲の承認 を得なければならない。
- (5) 乙は、再委託先に対して本契約における乙の義務と同様の義務を順守させ、 その行為について一切の責任を負う。

7 その他

本仕様書に定めのない事項、又は本仕様書の記載内容に疑義を生じた事項については、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

博物館開設予定

	令和5年				令和6年			
	1341 2 4				1740 -4-			
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
建築工事								
(建物)								
建築工事								
(外構)								
検査								
(建物)								
検査								
(外構)								
展示物搬入・								
展示工事								
供用開始								
本業務期間								
本業務内での								
搬入可能期間					(111111			



展示物等の制作に当たっての注意事項

1 利用可能範囲の仕様

面積 縦×横 2m×6m 2ブース

日光の照射 有(壁面 ガラスの仕様 高透過複層ガラス、飛散防止フィルム貼、紫外線カット有)

床材 磁器質タイル

床耐荷重 350~500kg/㎡

2 特に注意すべき事項について

(1) 制作する展示物等について

博物館における利用範囲は別紙1を基本とするが、えんにち空間では空間全体を使用した展示が実施される場合があり、その際は今回制作する展示物は撤去・収納する必要がある。

ついては下記の事項に留意すること。

- ・展示物及び什器等は博物館の床面、天井又は壁面等に固定せず、かつ容易に取外し、分解、移動及び再組立てが可能な形態とすること。
 - ・本業務により作成する展示物の寸法は、保管場所への導線(別添図面) 及び搬入出口寸法を参照して、設計すること。

(搬出入口寸法) 幅200~280cm×高さ250cm

・展示物及び什器等は収納・保管時に必要となるスペースが可能な限り小さくなるよう配慮すること。

(2) 博物館のデザインとの調和について

本業務において制作する展示物等のデザインが博物館における展示全体のデザインと調和したものとなるよう、甲が提供する図面等及び博物館の 運営管理事業者との協議内容を踏まえて企画書の作成を実施すること。

(3)展示物の維持管理に関する配慮について

博物館においては、文化財に関する総合的有害生物管理(文化財 I P M)の理論を導入し、展示物の保全を図ることとしている。本業務により制作を行う展示物等についてもこれに倣うこととし、博物館の運営管理事業者との協議を踏まえて企画書の作成を実施すること。

